

令和7年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議員全員協議会

令和7年2月20日（木）午後2時00分  
大会議室

1. 執行部説明事項

- (1) 下水道管路緊急点検の実施について
- (2) 有機フッ素化合物（PFAS；ピーファス）について
- (3) 取手市西一丁目地内の下水道工事における事故について
- (4) 災害時における復旧支援協力に関する協定の締結について
- (5) 広告掲載要綱の制定について
- (6) 上程条例議案2件について

2. 協議事項

- (1) 会議録署名議員の指名について
- (2) 会期について
- (3) 議員提出議案について

3. 報告事項

- (1) 令和6年度議会視察の報告について
- (2) 工事請負契約の締結について
- (3) 令和6年度工事契約状況調書について
- (4) 令和6年度繰越事業一覧表について
- (5) 次回議会開催の予定について（令和7年第2回議会定例会）

1 出席議員

1 番	前 嶋 竜乃介	議 員
2 番	松 本 讓 二	議 員
3 番	古 川 よし枝	議 員
4 番	佐 野 太 一	議 員
5 番	海 東 一 弘	議 員
6 番	小 堤 修	議 員
7 番	落 合 信太郎	議 員
8 番	金 澤 克 仁	議 員
9 番	山野井 隆	議 員
10番	入 江 洋 一	議 員

1 欠席議員

な し

1 説明のため出席した者の氏名

事 務 局 長	穉 鹿 毅
次 長	中 山 茂
次 長 兼 経 営 課 長	齊 藤 隆
水 再 生 課 長	前 島 修
水 再 生 課 長 補 佐	宮 田 俊 明
保 全 課 長	長 塚 学
保全課副参事兼課長補佐	齊 藤 宏 幸
保全課長補佐兼管路更生係長	椎 名 正 徳
排 水 窓 口 課 長	近 内 伸 一 郎
排 水 窓 口 課 長 補 佐	木 村 修 夫

1 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	斎 藤 佐 武 郎
議 会 事 務 局 局 長 補 佐	谷 口 良 倫
議 会 事 務 局 係 長	小 林 勇
議 会 事 務 局 主 事	高 橋 夏 子

令和7年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会議員全員協議会会議録

令和7年2月20日（木曜日）

於 大会議室

○

午後2時05分開会

○議長（小堤 修君） それでは、皆さん、お疲れさまでございます。

開会に先立ち、事務局より本日の配付資料の確認をお願いします。

○議会事務局係長（小林 勇君） 議会事務局の小林でございます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきたいのですけれども、本日資料が少し多くなっておりますので、配付資料一覧表を作成させていただきましたので、この資料の順番に沿って説明をさせていただこうと思っておりますので、不足などございましたら議会事務局まで御連絡頂ければと思います。

あと、全員協議会の配付資料のほかに、本日の定例会の一般質問と議案質疑の通告あったものを配付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

それでは、議員全員協議会を開会します。

初めに、執行部説明事項に入る前に、議案質疑について確認をいたします。

本日の議案に対し質疑の事前通告を確認していますが、その他、質疑を予定されている議員がいましたら、挙手をお願いします。ここに待機している執行部に準備させたいと思います。どなたか質疑等ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） それでは、議案質疑の予定なしとのことで確認します。

ここで、この後、説明を行う職員以外の退席を認めます。

〔執行部一部退場〕

○議長（小堤 修君） それでは、次へ進めます。

○

執行部説明事項

○議長（小堤 修君） 次第の2、執行部説明事項について、初めに下水道管路緊急点検の実施について、執行部から説明をお願いします。

○次長（中山 茂君） 次長の中山でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

私からは、埼玉県八潮市で発生いたしました下水道管の破損が原因とされます道路陥没

事故の発生後の本組合の対応について報告させていただきます。

なお、この件につきましては、この後の本会議の中でも、佐野議員から一般質問として通告されており、その答弁の中で、事故後の本組合の対応について答弁をさせていただく予定ですので、御理解よろしくお願いいたします。

それでは初めに、埼玉県八潮市で発生いたしました道路陥没事故の概要でございます。

令和7年1月28日火曜日、地下約10メートルに直径4メートル75センチの流域下水道幹線が埋設されており、その下水道管が破損し、周辺の土砂が流れ込んだことで空洞が形成され、道路陥没が発生したと推測をされております。

翌29日以降、国土交通省からは、流域下水道管理者が管理する日最大処理量30万立米以上の大規模な下水処理場に接続する直径2メートル以上の下水道管路について、緊急点検の実施が呼びかけられました。

また、茨城県からも、適切な時期に点検を行うなど、未然防止や、万が一、道路陥没が発生したときの備えの再確認を促す通達が届いております。

そして、茨城県知事の定例記者会見にもありましたが、八潮市での道路陥没箇所の下水道管が41年経過しているということで、県の独自調査として、40年以上経過した幹線管路89キロメートルに対し、緊急的な点検調査を実施するとされました。

また、茨城県内の市町村が独自に点検調査を実施する際は、情報共有のため、報告するよう依頼がありました。

週が明けまして、2月3日の月曜日に下水道組合内部で協議を重ねまして、国土交通省からの点検要請箇所の範囲には含まれておりませんが、2月5日、6日にかけて、本組合職員で緊急点検を実施した結果、緊急修繕を要する状況は見られませんでしたので、報告させていただきます。

この2日間で実施しました点検箇所につきましては、お手元にお配りしております資料1、取手市内とつくばみらい市の市内の地図でございまして、赤い実線で記しております箇所が管径800、直径で80センチ以上の管路となり、取手地区、つくばみらい地区合わせまして約19.2キロメートル、青い実線で記しております箇所が圧送管となりまして、取手地区、つくばみらい地区合わせまして約28.6キロメートル、総延長で約47.8キロメートルに対して道路上の目視点検を行ったほか、一部のマンホールにおいても、内部の目視点検を行っております。

その他、圧送管路から自然流下管路への吐き出し先である硫化水素の発生が危惧されず腐食環境下のマンホール37か所に対しましても、目視点検を実施しております。

今回の緊急点検につきましては、即時、組合ホームページにも、その結果と点検箇所を掲載し、情報発信を行っております。

最後に、補足となりますが、本組合で管理しております下水道管の最も大きい管路は、吉田消防署からこの県南クリーンセンターに直結するもので、直径2メートル20センチで

あり、八潮市の下水道管と比較いたしましても、半分以下の規模でございます。

報道によりますと、12市町村、約120万人の方々に下水道の利用自粛をお願いされておりましたが、本組合の全体計画処理人口は約11万人でありますので、その点だけを比較いたしましても、規模的には10分の1以下でありますので、今回の道路陥没事故の影響が大きいことがうかがえます。

また、組合で管理している最も古い管路は、戸頭地区の約50キロメートル、管の大きさは直径25センチから60センチであり、今年で50年目を迎えます。

これまで戸頭地区以外でも計画的な下水道管内のカメラ調査など実施しており、損傷が見られる箇所は、計画的に修繕工事を実施しております。

今後、引き続き、計画的なカメラ調査や修繕工事を実施し、安全安心な下水道サービスの提供に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 大丈夫でしょうか。この後、佐野議員から一般質問がありますので、今説明がありましたこと以外のこともいろいろ答弁等があると思いますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

では、次に進みます。

（2）有機フッ素化合物（PFAS）について、水再生課から説明をお願いいたします。

○水再生課長（前島 修君） 水再生課の課長をやっております前島です。よろしくお願ひいたします。

○水再生課長補佐（宮田俊明君） 課長補佐の宮田と申します。よろしくお願ひします。

○水再生課長（前島 修君） それでは、資料2としてお配りしてあります有機フッ素化合物（PFAS）についてを報告させていただきます。

ちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが、有機フッ素化合物とは、その総称をPFAS、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物と呼んでいるものでございます。

有機フッ素化合物の一種でありますPFOS、カタカナは省かせていただきまして、このPFOSについては、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOAについては、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など、幅広い用途で使用されてきました。

このPFOS、PFOAともに、科学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には水系に移行しやすく、また、難分解性のた

め、長期的に環境に残留すると考えられています。

そのため現在は、残留性有機汚染物質から人の健康と環境を保護することを目的として、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、通称、化審法ということらしいのですが、に基づく第一種特定化学物質に指定されておりまして、製造、使用、輸出入について、原則禁止されているものでございます。

昨年ぐらい、令和6年度ぐらいから、全国の新聞等で報道されているPFAS関連の記事のうち幾つかを下のほうの表にしましたが、そのうち茨城県では、昨年9月末に、水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査結果についてが茨城県政策企画部から発出されまして、県内の水道事業等については、暫定目標値を超える事業はありませんでしたが、つくば市、筑西市の専用水道において、暫定目標値を超過する施設が確認されました。

また、今年になりまして1月14日には、鉾田市内の鉾田川流域周辺の井戸4か所で、有機フッ素化合物PFASのうち、発がん性が指摘される代表物質、PFOA、PFOSの合算値が国の暫定目標値を超えたと発表されました。

また、牛久市では、同じ1月だったのですが、同市久野町の少年院、茨城農芸学院の井戸の井戸水から有機フッ素化合物、PFASのうち、発がん性が指摘される代表物質、PFOAが検出されたと発表されております。

先ほどから言っておりますPFOS、PFOAともに、水溶性かつ不揮発性であるため、飲用井戸や水道水の水質の検査等の実施に努めるよう求められており、当組合周辺では、県、国が実施している箇所として、利根川下流として、佐原、小貝川の文巻橋付近、県の利根川浄水地、つくばみらい市が実施している久保浄水場などでは、暫定基準値以下の数値となっております。

下水道組合としましては、流入、流出水の水質検査を実施しておるところなのですが、この有機フッ素化合物については、下水道法や水質汚濁防止法に検査が義務づけられておりませんので水質検査を実施しておりませんが、昨年末に環境省のほうで水道法上の水質基準に引き上げる方針を示しまして、水質検査の実施や濃度が基準を超えた場合の改善を水道法で義務づけることが予定されているそうです。

下水道事業においても、法改正や国からの通達等、状況の変化があった場合は、速やかに検査等を実施していきたいと考えております。

以上が報告となります。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま水再生課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） それでは、次に進みます。

次、（3）取手市西一丁目地内の下水道工事における事故について、保全課から説明をお

願います。

○保全課長（長塚 学君） 保全課でございます。よろしくお願いいたします。では、座ったまま御説明をさせていただきます。

保全課からは、下水道工事に関する事について、既に議会事務局のほうから報告は受けていることと思いますが、改めまして事故の内容を報告させていただきます。

A 4 判、資料 3 を御覧ください。

工事件名が 6 単独第 36-104 号舗装復旧工事、工事場所は取手市西一丁目地内、請負業者は有限会社十三屋設備工業です。

事故の内容、概略ですが、まず 1 月 9 日に、請負業者が事故発生箇所の舗装盤作業を終えまして、砂により段差を擦りつけ、道路開放した後の午後 5 時頃に、罹災者が同箇所を歩行中に段差につまずき転倒しました。

頭部を強打し出血もあったため、救急車で取手医師会病院に搬送され、診察の結果、眼球付近の打撲と肋骨 2 本の骨折、また、再検査を行うために、1 月 15 日水曜日まで同病院に入院しております。

1 月 11 日、施工業者が現場に駐在中に付近の住民の方から、1 月 9 日の事故の件を伝えられまして、同日に罹災者宅に訪問し、夫人から罹災者が入院していることを伺い、検査結果が分かり次第、連絡を下さいと伝えました。

しかし、このときに請負業者が連絡先を伝えなかったということもありまして、連絡が途絶えることになりました。

続きまして、1 月 21 日、取手市建設部から本組合に、西地区での事故の有無について問合せがあったので、請負業者に確認しましたところ、事故があったことの報告をこの日初めて受けました。

そして、同日に請負業者が罹災者宅を再訪問しまして、本人から事故の状況等を確認し、肺損傷の疑いがあるため、1 月 29 日に再検査する旨を伝えられました。

続いて 1 月 23 日、罹災者が本組合に来庁しまして、入院費用等を含め、治療費を請負業者が負担することになっており、退院後は日常生活に支障もなく仕事に復帰されているという確認をいたしました。

1 月 29 日に罹災者が再検査を行いました。

1 月 31 日、本組合において、事故発生について速やかに発注者へ報告しなかったことは契約違反に該当するため、2 月 1 日から 2 月 28 日までの 1 か月間、有限会社十三屋設備工業を指名停止措置に講じました。

最後に 2 月 5 日、請負業者から、1 月 29 日水曜日に行われました罹災者の再検査結果について連絡が入りまして、異常なしと診断結果が出たことを確認しております。

説明は以上でございます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま保全課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手をお願いします。

入江議員。

○議員（入江洋一君） 入江です。よろしくお願いします。

これ、請負業者が組合に報告するまでに10日間という期間があったのですが、なぜ10日間かかったのですか、その理由は何ですか。

○保全課長（長塚 学君） 先ほど説明しましたとおり、罹災者のほうに連絡先を伝えなかったらしいのです。罹災者のほうも、請負業者とアポイントを取りたかったらしいのですけれども、連絡先が分からないということで、そのまま10日間がたってしまったのですけれども。

実際に、西地区の鈴木議員さんのほうに、この罹災者の方がお話をされたそうです、連絡が取れないと。その鈴木さんを通じて取手市の建設部に話が行って、その経由でうちに話が21日に来たというような経緯になっています。

○議員（入江洋一君） 本来であれば、請負業者から直接、そういう事故が起きてすぐに連絡するのが当たり前のことなので、何でそういうふうには連絡しなかったのか、その辺の理由をきちんと聞いて、これから改善していかないと駄目だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○保全課長（長塚 学君） 今回、連絡の不備ということで指名停止にもしたのですけれども、そこら辺は、とにかく何かあったら絶対、報告を徹底するよということ業者のほうには伝えているのですけれども。

○議長（小堤 修君） 入江議員。

○議員（入江洋一君） では、その辺は、報告のほうは徹底してもらうように、きつく言っていたきたいと思います。

○議長（小堤 修君） そのほか、ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） それでは、次に進みます。

次、（4）番、災害時における復旧支援協力に関する協定の締結についてです。

○保全課長（長塚 学君） では、災害時における災害復旧支援に関する協定の締結について御報告をさせていただきます。

資料は、A 4判の資料4となります。

災害時における復旧支援協力に関する協定については、以前より、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と協定の締結に向けて協議を進めておりました。

そして先月、1月23日木曜日に、取手地方広域下水道組合の大会議室において、本協定の調印式を執り行い、協定の締結に至っております。

当日は、日本下水道管路管理業協会の茨城県部会長、株式会社シイナクリーン代表取締役



役の椎名 誠様と中村管理者が来庁し、両者において調印を取り交わしていただきました。

当協会は、平成5年6月に設立以来、技術者の養成、技術の開発と普及、災害復旧支援の活動を主に行っており、災害復旧の支援については、近年では令和6年、能登半島地震や、先月1月28日に発生しました埼玉県八潮市の道路陥没事故に支援協力をしております。茨城県部会員も、能登半島地震や埼玉県八潮市の道路陥没事故の支援に参加しているということです。

では、本協定の内容について、お配りしましたA4判の資料4に沿って説明をさせていただきます。

災害時における復旧支援協力に関する協定は、災害により被災した際の下水道管路施設の早期復旧を目的とする支援のための協定であります。

広域災害時において、地元業者だけでは速やかな復旧が困難であり、また、地元業者の多くが被災している場合も考えられます。

そのような状況下において、公益社団法人日本下水道管路管理業協会に加盟している全国の業者を必要に応じて招集し、被害の調査から応急復旧、状況によっては修繕工事までを速やかに実施し、最終的な災害査定や報告書の作成までを一括して行ってくれるものがあります。

協定期間は、令和7年1月23日より令和8年3月31日までとなりまして、その後は、期間満了の1か月前までに双方から申し出がない場合は、1年ごとに自動更新されていくものとなります。

協会会員数は、令和6年5月末現在で599社、うち茨城県部会員数は12社、協定締結先は公益社団法人日本下水道管路管理業協会会長、長谷川健司、管清工業株式会社代表取締役となります。

続いて、3枚目をお開きください。当協会の災害復旧支援活動と協定締結状況が掲載されております。

この資料には、能登半島地震や埼玉の八潮の道路陥没事故の支援は掲載されておられません。これ資料が最新のものなのですけれども、2023年7月現在のものなので掲載されておられません。先ほど説明したとおり、支援参加はしております。

続きまして、4枚目をお開きください。こちらは各支部の協定締結状況が、令和6年12月末現在で掲載されております。

参考までに、茨城県の協定締結状況を申し上げますと、茨城県、鹿嶋市、神栖市、水戸市、そして先月1月23日より本組合が加わりまして、5団体が協定を締結しているという状況になっております。

なお、本協定の締結については、先月1月29日より、本組合のホームページに掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上となります。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

保全課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） それでは、次に進みます。

（５）番、広告掲載要綱の制定について、排水窓口課から説明をお願いいたします。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） 排水窓口課長の近内と申します。よろしく願いいたします。

○排水窓口課長補佐（木村修夫君） 課長補佐の木村と申します。よろしく願いいたします。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） それでは、座って説明のほうをさせていただきます。

それでは、資料の５番になりますが、本年４月１日施行の取手地方広域下水道組合広告掲載要綱について御説明を申し上げます。

趣旨としまして、組合の財産を媒体として、地域経済の活性化を図るため、本要綱を制定いたしました。

組合における広告媒体でございますが、印刷物、広報物、また、ウェブページとしましてホームページのバナー広告、そのほか公用車の車両、マンホール、ノベルティグッズなどへの広告を今後検討を進めてまいりたいと思っております。

直近としましては、今現在、ホームページのバナー広告のほうを進めてまいりたいと考えております。

広告料につきましては、募集する広告の企画や発行部数等にもよりますが、直近のもの、ウェブページのとしまして、ホームページバナー広告を月額２,０００円とと考えております。

また、広告募集の対象者については、地域経済の活性化を目的としておりますので、市内事業者の育成するため優先にしていきたいと考えております。

説明は、簡単ではございますが以上でございます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま排水窓口課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手をお願いいたします。

佐野議員。

○議員（佐野太一君） 佐野です。よろしく申し上げます。

このウェブページのバナー広告の枠というのは、どのぐらいを予定しているのでしょうか。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） 今現在で、一応３枠から４枠を予定しております。

○議員（佐野太一君） ありがとうございます。あと、マンホールとか、こういうのも広告媒体として有効活用するということですがけれども、よく土浦市とかがやっている例えばアニメとコラボしているとか、そういうようなイメージも含めてということになるのでは

ようか。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） アニメとのコラボなのですけれども、これも非常に募集期間が短かったり、応募が殺到して抽選みたいになったりしてしまっていて、なかなか気がついて手を挙げるとき、正直、間に合わなかったりという状況もございます。

あとは、このマンホールに関しては、今、実際に作品コンクールの作品等を展示させていただいておりますけれども、この辺も選定とか、どういったものを載せようかとか、それはこれからも検討させていただきまして、順次対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議員（佐野太一君） ありがとうございます。まだ、そんなに詳しいところまでは決まっていない。一応、マンホールも対象になっている広告媒体を有効活用していくということまでということになりますかね。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） そうです。今後、実施までにはお時間を頂きたいと思っております。よろしくお祈いします。

○議員（佐野太一君） ありがとうございます。

○議長（小堤 修君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） それでは、次に進めます。

（6）上程条例議案2件について、総務課から説明をお願いします。

○総務課長（斎藤佐武郎君） 総務課です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。失礼しました。総務課、斎藤です。

私から、本日御審議いただきます執行部提出の条例改正案2件について説明をさせていただきます。

資料のほうは、議案書のほうを御覧いただければと思います。議案第1号と第2号になります。

それでは、1件目、議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について、本件につきましては、議案書の提案理由のほうにも記しておりますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役、禁錮という用語が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の改正法では、政令により、令和7年6月1日に施行されることが示されておりますので、本改正案につきましても、同日にて施行させていただく提案としております。

続きまして2点目、議案第2号になります。取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本件につきましては、こちらも提案理由のほうに記しておりますが、昨年8月に示され

ました人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員に関わる地域手当の規定について改めるものでございます。

令和6年度までは、人事院が示す取手市の支給割合は16%でございましたが、令和7年度以降、12%に見直されたものでございます。

現在、本組合では、2名の会計年度任用職員を任用しております。

なお、本組合の一般職員の地域手当につきましては、取手市の給与規定を準用しておりまして、昨年12月の取手市議会の定例会において改正されております。

本件につきましては、以上でございます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま総務課から説明がありました。何か確認されたい点がありましたら挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） それでは、次に進みます。

○

#### 協議事項

○議長（小堤 修君） 次、3、協議事項についてです。議会事務局から、3件続けて説明をお願いいたします。

○議会事務局長（斎藤佐武郎君） 引き続きまして、議会事務局の斎藤です。協議事項3件について説明をさせていただきます。

まず1番目、会議録署名議員の指名につきまして、本定例会は、議席順により海東議員、落合議員の御指名を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、(2)会期について、本定例会は、本日1日限りとしております。

続きまして、(3)番、議員提出議案につきまして説明をさせていただきます。

先ほど執行部提出による個人情報保護条例の改正案について御説明を申し上げましたが、本件は、議会で独自で設けております個人情報保護条例を改めさせていただくものでございます。

本日は、資料のほうは6番になります。御覧いただければと思います。

今回の改正内容、また、本条例の定めた経緯も含めまして、簡単に説明をさせていただければと思います。資料6番です。

1番、本条例の概要としましては、令和3年5月に上位法である個人情報保護法が大幅に改正され、それまで下水道組合で定めておりました個人情報保護条例を廃止しまして、執行機関を対象とした条例と議会を対象とした条例をそれぞれ令和5年3月に定めております。

このときの改正法の目的としましては、資料の中段、イメージ図のほうを御覧いただき

まして、左側、改正前でございます、さらに中段の法令の部分をご覧いただきますと、法律が3本存在し、さらに改正前の右側に、各地方公共団体が定める個人情報保護条例が多数存在していることを表しております。

従来の制度方針としましては、地方公共団体は、法律の趣旨に沿って規定や運用をそれぞれの団体が条例で定めることとされておりましたが、令和3年の改正当時、法律3本、また、各地方公共団体が定める条例を含めると、全国に約2,000個近いルールが存在したことで、その規定や運用に相違が生じ、災害時や医療分野においてデータ流通に支障となり得ることが懸念され、全国共通ルールとして、一つの法律としてまとめられております。

右側の改正後のイメージ図をご覧いただきまして、法令の部分になります。改正個人情報保護法として、1本の法律としてまとめられております。

この改正法により、地方公共団体は、一部の規定を除き、一律に法の適用を受けることに至っております。

続きまして、(2) 議会の適用除外についてでございます。この改正法の際に、地方公共団体の執行機関が法の適用を受ける一方で、議会は法律の適用から除外されております。

理由は、議会は国会や裁判所と同様に自律的な対応が求められるという見解から、地方議会では、共通ルールに沿った条例をそれぞれの議会において定め、本組合においても独自で条例を定めております。

続きまして、資料2 ページ目を御覧いただきまして、2番、本組合議会が取り扱う個人情報です。

改めまして、組合議会において取り扱う個人情報としましては、本議会などにおける傍聴受付簿、議員の経歴、請願者などの情報が対象となりまして、議会議員が取得、保有する個人情報は、本条例の対象外となっております。

続きまして、3番、本定例会に提出される改正案の主な内容につきまして、3点に分けて説明させていただきます。

1点目は、執行機関の改正案と同様に、刑法改正に伴うもので、用語を改めるものでございます。

2点目が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うものでございまして、こちら通称、番号利用法、マイナンバー法と言われる法律でございます。本条例において引用する条項が繰り下げられ、改めるものでございます。

こちら二つの上位法の主な改正内容につきましては、資料中、それぞれ枠の中に記載しておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

最後に3点目、今般、議会の個人情報保護条例の改正に当たり、全国市議会議長会からも、地方議会に対して適切な改正が行われるよう通知が寄せられております。

その通知の中で、上位法改正のほかに、条文中の字句の整備なども併せて行うよう提示されておりますので、本日提案する改正案でも適宜修正を加えさせていただいております。

この点につきましては、資料に添付しております「〇〇市議会の個人情報保護に関する条例（例）新旧対照表」というものを添付しておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

議会事務局からの説明は以上でございます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

議会事務局から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） それでは、ここで私から連絡と確認をさせていただきます。

ただいま議会事務局から説明がありました議員提出議案第1号については、本定例会において海東議員から提出いただくことになりましたので、この場で連絡させていただきます。この後の議会中で、提案理由の説明を海東議員にお願いしますので、よろしく願いいたします。

続いて、議員の皆さんにおかれましては、本件については、この後の議会の中で審議のほうをお願いいたしますが、この件について質疑を予定されている議員がいましたら、この場で確認をしたいと思いますので挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） それでは、次に進めます。

○

## 報告事項

○議長（小堤 修君） 次第の4、報告事項についてです。

初めに、昨年10月、議会議員による視察を実施しました。資料のほうは、報告1、視察実施概要書になります。

参加された議員の中から代表して、山野井議員から報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議員（山野井 隆君） 組合議員の山野井でございます。それでは、私のほうから、視察の報告のほうをさせていただきますと思います。

視察期間につきましては、令和6年10月22日から24日までの3日間でございます。

参加者は、議員7名のほか、執行部を含め12名が参加いたしました。

1日目は、北海道旭川市下水処理センターを視察いたしました。

視察の概要は、下水汚泥資源の肥料化に向けた取組、その現状と課題について調査しました。

旭川市の下水汚泥肥料化事業は、環境負荷の低減と資源循環型社会の構築に向けた有効な取組であり、特に発酵技術の活用による高品質な肥料製造と地域経済への波及効果が期待される点が象徴的でした。

その一方で、エネルギー効率の課題や製品の安定供給に向けた技術開発が必要とされることとのことで、今後さらなる技術革新と自治体間での知見共有が進むことで、この取組が他地域にも広がり、持続可能な社会の実現に寄与することが期待されるものでした。

2日目は、富良野市水処理センターを視察いたしました。

富良野市では、再生可能エネルギーの普及とCO<sub>2</sub>排出削減を目指し、PPAモデルを活用した太陽光発電設備の導入を進めていました。PPAモデルとは、電力販売契約の略称でございます。

PPAモデルは、設備の設置者が設置場所の所有者に電力を供給し、電力料金の支払いを通じて設置費用を回収するといった仕組みで、自然環境に恵まれた富良野地域ならではの自然エネルギーを活用、それにより、CO<sub>2</sub>排出量の削減にもつながり、市の財政負担を考えた再生可能エネルギーの普及を図っていました。

ただ、課題も残されているようで、長期契約終了の後、発電設備を更新するのか、撤去するかなど、将来的な計画の策定が求められているとのことでした。

3日目は、恵庭市の下水終末処理場を視察しました。

恵庭市の取組は、資源循環、有効利用というもので、当市の特徴は、下水処理施設のほかに、生ごみ、し尿処理施設、ごみ焼却施設が隣接され、下水汚泥とともに、浄化槽汚泥と生ごみを合わせて処理するといったエネルギー循環システムが構築されていました。

恵庭市では、地域一体となって廃棄物の減量化にも取り組まれ、家庭ごみの細かな分別をはじめ、徹底した資源の再利用、その結果、リサイクル率は約60%に達し、全国平均の20%を大きく上回る成果を上げていることも印象的でした。

最後になりますが、今回の視察では、三つの団体が当方を受け入れていただきましたことに改めまして感謝を申し上げますとともに、先進団体の様々な取組に感銘を受けたところでございます。

下水道事業者の課題である電力コストやCO<sub>2</sub>排出量の削減、資源の再利用など、環境負荷の軽減に寄与される内容でございました。

下水道事業もこれから新たな時代を迎えます。私としましても、下水道が秘めるポテンシャルを今後とも追求してまいることを申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 山野井議員、大変ありがとうございました。

私も視察に参加しましたけれども、大変有意義な研修になりました。

来年度も視察を予定しておりますので、視察先など御希望がありましたら議会事務局のほうへお申しつけください。

それでは、次に進みます。

報告事項の2から5まで、議会事務局から4件続けて報告をいたします。

○議会事務局長（斎藤佐武郎君） 引き続き、斎藤のほうから報告をさせていただきます。私から、まず4件です。

2番、工事請負契約の締結について、資料のほうは報告2番となります。

本件につきましては、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約となりますが、地方公営企業法の適用により議会の議決を要しませんが、議会議員との申合せにより御報告を申し上げるものでございます。

本件は、昨年8月の定例会の後、契約を締結した案件となりまして、契約件名は6国補第44-013号県南CC消毒・1系-1・1系-2反応タンク機械設備改築工事となります。

本工事は、ストックマネジメント計画に沿って、ここ県南クリーンセンターの消毒施設と水処理施設の機械設備を2か年継続事業にて改築更新するものでございます。

本工事は、郵便入札方式により条件付き一般競争入札を令和6年9月に執行しまして、応札業者は1社、東京都内に営業所を有するメタウォーター株式会社が、税抜きで1億9,900万円で落札をしております。

その後、同社と契約を締結しまして、工事完了を令和8年3月に予定しております。

次に、(3)番、令和6年度工事契約状況調書について、こちらも議会議員との申合せにより、議会招集の都度、組合が契約した工事契約を調書としてお配りしております。

今回の内容は、昨年8月の定例会開催の際、22件御報告しておりますが、その後、先月1月までに30件を契約しておりますので、併せて御報告をさせていただくものでございます。御査収願います。

続きまして、(4)番、令和6年度繰越事業一覧表について、こちらは令和6年度から令和7年度へ繰越しを予定しております事業の一覧表になります。

事業総数に対しまして、約4割の22本の事業を翌年度へ繰越しを予定しております。

繰越しの理由は、設備関連になりますと、機器の製作に不測の期間を要したこと、また、管路工事になりますと、地下埋設物の影響によるものが主な理由となりまして、本件につきましては、次の議会におきまして、繰越計算書として改めて御報告を申し上げます。

次に、(5)番、次回の議会開催予定につきまして、令和7年第2回議会定例会を8月22日金曜日、午後2時から予定をさせていただいております。

こちら、取手市、つくばみらい市議会事務局と日程の調整はしておりますので、御予定いただけますようお願い申し上げます。

主な内容は、令和6年度決算審査の認定を御審議いただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま報告2から5まで説明がありました。質疑がありましたら挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（小堤 修君） それでは、質疑がないようですので、以上をもちまして議会全員協議会を閉会します。

午後 2 時 5 5 分閉会

ここに署名する

議 長